

ラグビーワールドカップ 2019™ 医事業務基本計画を踏まえた
千葉県における救護医療体制の整備の考え方

1 はじめに

- ・平成30年10月12日に日本ラグビーフットボール協会及びラグビーワールドカップ2019組織委員会等から、別紙のとおり通知「ラグビーワールドカップ2019™ 医事業務基本計画について（日ラグ協発18-533号）」が都道府県ラグビーフットボール協会あてに発出された。
- ・通知の趣旨を踏まえて自治体及び関係者は救護医療体制を整備することが求められる。
- ・千葉県ラグビーフットボール協会は、救護医療体制の整備を円滑に進められるように、通知「ラグビーワールドカップ2019™ 医事業務基本計画について（日ラグ協発18-533号）」を踏まえて千葉県の独自の事情を加えて解釈し本資料を作成した。
- ・なお、本資料の内容及び公表についてはラグビーワールドカップ2019組織委員会に了解いただいています。

2 救護医療の基本的な考え方

2.1 対象の種類

- ・チーム関係者
- ・レフリー、タイムキーパー等
- ・来賓、要人等
- ・観客等

○試合会場やファンゾーン等への来場者 ○放送事業者 ○メディア ○ボランティアスタッフ ○運営スタッフ ○その他の関係する者

2.2 類型ごとに準備しておくこと

対象	現場救護・搬送 (病院前医療)	病院内医療	チームDrへの支援
チーム関係者	○	○	○
レフリー等	○	○	
要人、来賓等	○	○	
観客等	○		

2.3 県内の状況

- ・千葉県では試合の開催はされないが、公認キャンプ地を含むキャンプ地が誘致されている。また、宿泊施設や交通機関等が所在している。
- ・チーム関係者を対象とした救護医療体制を構築しておく必要がある。ただし、チームの地域交流イベントの際には観客を対象にする必要がある。また、要人や来賓等が移動時に急病を発生することも想定しておく必要がある。

3 準備及び実施の役割分担

ラグビーフットボール関係者			自治体 (公認チームキャンプ地等)
JR2019メディカル本部	JR2019地域支部	JRFU	
● 「基本計画」「実施計画」の策定	● 「運営計画」「実施マニュアル」の策定		
● 大会期間中の全体調整 ● WR、JRFU等との連絡調整	● 開催自治体及び関係機関との調整		● 地域の関係機関（消防機関、保健所、病院、医師会等）との調整
● 要人等に関する必要な調整			● 救護医療提供体制の整備 ① トレーニング施設におけるチーム関係者に対する医療設備の整備 ② チームの地域交流イベントの際のチーム関係者及び観客等に対する医療提供体制の確保
● 医師法、薬規法等の関係法規の整理 ● チーム関係者等の受入先の医療機関の承認		● チーム関係者等の受入先となる医療機関の推薦 ● 地域医療窓口 (AMO) の設置	
● 救護医療を担うスタッフの任命及び承認	● 開催地の救護医療関係者の管理	● 救護医療を担う医師及び看護師等の確保	

4 体制整備及び運用の考え方

4.1 スタッフの役割

<マネジメント又は技術支援を担うスタッフ>

- 地域医療窓口 (AMO)
 - ・ チームの滞在地においてチーム Dr 等が提供する医療を支援する。

<救護医療を担うスタッフ>

- 医師
 - ・ 救護医療関係者等を監督 (メディカルコントロール) するとともに自ら医療を提供する。
 - ・ チームやワールドラグビーが適切に医療をできるように、情報提供等を行う
- 看護師・救急救命士・アスレティックトレーナー等
 - ・ メディカルコントロールのもと、救護医療の提供を担う。
- 医事ボランティア等
 - ・ 事務、通訳及び連絡等を行う

4.2 地域又は施設の考え方

● トレーニング施設及び滞在施設等

<チーム関係者を対象とした救護医療>

- ・ 原則、チームに帯同するドクター等がチームへの医療を提供する。
- ・ 地域医療窓口（AMO）は滞在期間中にチームからの相談に対応する。
- ・ 自治体は、周辺の医療提供に関する情報を整理し、AMO を通じてチームに提供する。

<観客等を対象とした救護医療>

- ・ チームが地域交流イベント等の集客イベントを行う場合、自治体は規模に応じて観客等を対象とした救護医療体制を確保する。

● チーム後方支援病院等

- ・ JR2019 は試合日にチーム関係者を受け入れられる病院を指定しておく。
- ・ 自治体は試合日以外にチーム関係者を原則、24 時間 365 日受け入れられる病院を、他のチーム後方支援病院を参考にして確保しておく。

● 要人等の対応病院

- ・ JR2019 は要人を原則、24 時間 365 日受け入れられる病院を指定しておく。ただし、セキュリティに十分に配慮すること。チーム後方支援病院と同じ病院でもかまわない。
- ・ 自治体は要人が移動中などの体調不良を起こした場合に備えて、原則、24 時間 365 日受け入れられる病院を確保しておく。
- ・ 要人等が参加する行事の場合、公式のものであれば JR2019 が現場の救護医療体制を整備するが、公式のものではない場合、自治体が現場の救護医療体制を確保する。

4.3 計画等の策定

- ・ JR2019 メディカル本部は「基本計画」「実施計画」を策定する。
- ・ 試合開催地では、「運営計画」「実施マニュアル」を策定することになるが、公認チームキャンプ地等の自治体はトレーニング施設及び地域交流イベントに関する体制（人員・資機材及び設備・緊急時行動計画）を地域の関係機関（消防・保健所・病院・医師会・警察等）と連携して整備する。その際には想定するリスクの中に集団災害を含めること。

4.4 法的な整理

- ・ JR2019 メディカル本部がチームドクター（外国人医師等）によるチーム関係者への医療に関する法的な整理を行う。その結果を踏まえて自治体は保健所等と連携する。

以上